

【住宅ローン金利の優遇があります！】

<ナント>ホームローン(南都銀行)

王寺町と南都銀行との「地方創生にかかる包括連携協定」による連携事業の1つで、南都銀行の『<ナント>ホームローン』で住宅資金の借入れをすると、交付対象者には特別金利優遇が実施されます。

対象事業:三世代ファミリー定住支援事業、若者定住支援事業、結婚新生活支援事業

【フラット35】地域連携型(住宅金融支援機構)

王寺町と住宅金融支援機構が連携し、王寺町の補助金交付と合わせて【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

対象事業:三世代ファミリー定住支援事業、結婚新生活支援事業

新婚世帯 申請する年度の前年度の1月1日から翌年の3月31日までの間に婚姻の届出が受理され、当該婚姻を継続している夫婦をいう

三世代世帯 子世帯及び親の世帯

子世帯 申請日において、同一世帯内で義務教育修了前の子ども(出産予定含む)と同居している親子世帯

若者 王寺町に住所を有する本人またはその配偶者が住宅取得の契約時に40歳以下の者

親 子のいずれか二親等内の直系尊属(祖父母も可)で、住宅取得後に子世帯が町内に同居若しくは近居するもの又はリフォーム工事後に子世帯が同居するもの

子 子世帯の世帯主またはその配偶者

住宅取得 自己の居住の用に供するため、本町において住宅を新築または購入(中古住宅の購入を含み、二親等以内の者からの購入を除く。)、当該住宅について不動産登記法(平成16年法律123号)に基づく所有権の登記をすることをいう。

居住誘導区域 王寺町立地適正化計画に示す区域で、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが確保されるように居住を誘導すべき区域

▼ 確認はこちらから



次に掲げるリフォーム工事は対象になりません。

- ①敷地造成、門、塀その他の外構工事
- ②家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等
- ③物置、車庫の設置等
- ④その他町長が補助の対象として適当でないと認めるもの

用語の定義

対象外のリフォーム工事について

王寺町 定住支援補助制度

王寺町は 家族の未来を 応援します!!

若者(U-40)
定住支援

三世代ファミリー
定住支援

結婚新生活支援

奈良県王寺町 まちづくり推進課

Tel. 0745-73-2001

E-mail. sumai@town.oji.nara.jp

〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23

ご不明な点は上記までお問合せください。

【王寺町では以下の4種類の定住支援を実施しています！】

【対象要件】 下記要件の中で1つでも条件に当てはまらない項目がある場合は対象外となります。

※赤字は裏面「用語の定義」をご参照ください。

結婚 新生活支援補助金

婚姻に伴い町内で新生活を始める新婚世帯に対し、住宅取得、賃借、リフォーム及び引越費用の一部を補助します。

夫婦共に婚姻日における年齢が

29歳以下：上限 **60** 万円

39歳以下：上限 **30** 万円 補助

詳しくはこちら ▶



若者 (U-40) 定住支援住宅取得補助金

町内で住宅を取得し、5年以上定住する意思を持つ若者に対して住宅の取得に必要な費用の一部を補助します。

20 万円 補助

詳しくはこちら ▶



三世代 ファミリー定住支援住宅取得補助金

子世帯と町内在住の親世帯が町内で同居または近居するために住宅を取得する場合、その費用の一部を補助します。

20 万円 補助

詳しくはこちら ▶



三世代 ファミリー定住支援リフォーム補助金

子世帯と町内在住の親世帯が町内で同居するために住宅のリフォーム工事を行う場合にその費用の一部を補助します。

20 万円 補助

詳しくはこちら ▶



(対象世帯)

- ☐ 申請する年度の前年度の1月1日から翌年の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦である
(例：令和8年度に申請される場合は、令和8年1月1日～令和9年3月31日までに婚姻届を提出された方が対象となります。)
- ☐ 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下である
- ☐ **新婚世帯**の所得を合算した金額が500万円未満である
- ☐ **新婚世帯**の双方が町税を滞納していない

(対象経費)

- ☐ 申請する年度の4月1日から翌年の3月31日までの間に、婚姻を機に要した下記の費用

住宅取得費用	住宅の購入費、新築工事費
住宅リフォーム費用	住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
住宅賃借費用	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
引越費用	引越業者または運送業者へ支払った費用

(対象者)

- ☐ 申請日時点で、**住宅取得**した日から6ヶ月以内である
- ☐ 王寺町内に定住する意思を持ち、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間に**住宅取得**をした**若者**である
- ☐ 同居する世帯の全員が町税を滞納していない
- ☐ 新築又は購入した住宅の登記簿謄本に記載の所有者持分(補助金の交付を受ける者及びその配偶者の所有者持分を合算した持分)が5割以上である

(対象住宅)

- ☐ 令和8年4月1日以降の当初契約に基づく新築または売買により取得した住宅
- ☐ 自己の居住のための家屋で玄関、居室、風呂、及び台所を備えており、延床面積が50㎡以上である住宅
- ☐ **居住誘導区域**に建築された住宅

(対象者)

- ☐ 申請日時点で、転入または転居日から6ヶ月以内である
- ☐ 子世帯が平成28年4月1日以降に**住宅取得**に伴い転入または転居し、申請日時点で当補助金交付を受ける住宅に**子世帯**の全員及び**親**と同居または近居している
- ☐ 申請日時点で**親**が継続して1年以上王寺町内に在住している
- ☐ **三世代世帯**の全員が町税を滞納していない

(対象住宅)

- ☐ 平成28年4月1日以降の当初契約に基づく新築または売買により取得した住宅
- ☐ **子世帯**が居住するために、**子**または**親**のいずれかが町内に所有するもので、いずれかの名義で所有権保存登記または所有権移転登記をした住宅
- ☐ **居住誘導区域**に建築された住宅

(対象者)

- ☐ 申請日時点で、リフォーム後の住宅に住んでから6ヶ月以内である
- ☐ 平成28年4月1日以降に実施したリフォーム工事完了後、申請日時点で当補助金交付を受ける住宅に**子世帯**の全員及び**親**で同居している
- ☐ 申請日時点で**親**が継続して1年以上王寺町内に在住している
- ☐ **三世代世帯**の全員が町税を滞納していない

(対象住宅)

- ☐ 平成28年4月1日以降の当初契約に基づくリフォーム工事を行った住宅
- ☐ **子世帯**と親の世帯が同居するために、**親**または**子**のいずれかが町内に所有するもので、いずれかの名義で所有権保存登記または所有権移転登記をした住宅
- ☐ **居住誘導区域**に建築された住宅

※対象外の工事については、裏面記載の「対象外のリフォーム工事について」をご覧ください